

人権への取り組み

全ての人権を尊重するため、啓発活動などさまざまな取り組みを行っています。

人権の尊重・差別に関する方針



資生堂グループの人権啓発基本方針をご紹介します。

推進体制



人権啓発活動の推進体制についてご紹介しています。

人権啓発(教育)



人権における、資生堂グループ全社員への浸透活動についてご紹介しています。

人権の尊重・差別に関する方針

資生堂は、100年先も世界中のお客さまや社会から常に信頼され、必要とされる存在になることを目指しています。

資生堂は、今後もグローバル社会とともに発展していくにあたり、自らの全ての事業活動が、人権尊重を前提に成り立っているものでなければならないと認識しています。資生堂は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「資生堂グループ人権方針」を定め、人権尊重の取り組みをグループ全体で推進し、その責務を果たしていきます。

資生堂グループ人権方針の骨子

グループ全体で「ビジネスと人権」の意識共有

サプライヤー情報の透明性とトレーサビリティの確保

人権団体等との信頼関係の構築

事業展開国の人権関連法遵守

資生堂グループ人権方針

資生堂グループ(以下、資生堂という)は、企業使命である「美しい生活文化の創造」の実現に向け、100年先も世界中のお客さまや社会から常に信頼され、必要とされる存在になることを目指しています。資生堂は、創業以来、人びとが「健やかな生活」を送ることを願い、「美しさ」や「心の豊かさ」を届けることを通じて、社会を少しでも良くしていきたいという想いを受け継ぎ、事業活動を推進しています。

資生堂は、今後もグローバル社会とともに発展していくにあたり、自らのすべての事業活動が、人権尊重を前提に成り立っているものでなければならないと認識しています。資生堂は、人権尊重の取り組みをグループ全体で推進し、その責務を果たしていく指針として、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく、「資生堂グループ人権方針」(以下、本方針という)をここに定めます。

1. 人権に対する基本的な考え方

資生堂は、すべての人びとの基本的人権について規定した国連「国際人権章典」(「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」)や、労働における基本的権利を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」による中核的労働基準に加え、「賃金や労働時間など労働者の人権に関する条約」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの人権に関わる国際規範を支持し尊重します。加えて、国連グローバル・コンパクト(以下、GCという)署名企業としてGC10原則を支持し尊重しています。本方針は、資生堂が「資生堂グループ企業理念 MVW(Our Mission, Values and Way)に基づき、人権尊重の取り組みを約束するものです。

2. 適用範囲

本方針は、資生堂のすべての役員と社員に適用します。資生堂は、自社の製品・サービスに関係するすべてのビジネス・パートナーに対しても、本方針の遵守を求めます。

3. 人権尊重責務の実行

資生堂は、人権そのものを侵害しないことはもちろんのこと、自らの事業活動において人権に対する負の影響が生じていることが判明した場合は、是正に向けて適切な対応をとることで、人権尊重の責任を果たし、責任あるサプライ・チェーンを築いていきます。

■人権デュー・ディリジェンス

資生堂は、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、資生堂が社会に与える人権に対する負の影響を特定し、その防止および軽減を図ります。

■対話・協議

資生堂は、本方針を実行する過程において、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用し、ステークホルダーとの対話と協議を真摯におこないます。

■教育・研修

資生堂は、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、自らの役員と社員に対し、適切な教育を行います。

■救済

資生堂の事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかとなった場合、あるいは取引関係者などを通じた関与が明らかとなった場合には、対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

■責任者

資生堂は、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実施状況を監督します。

■情報開示

資生堂は、自らの人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果を、ウェブサイトなどで開示します。

■適用法令

資生堂は、事業活動を行う国・地域における法令および規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

制定年月日 2017年5月31日

株式会社資生堂

代表取締役 執行役員社長 兼 CEO

魚谷 雅彦

推進体制

国内資生堂グループでは、株式会社資生堂人事部長をトップとする人権啓発部会において、国内資生堂グループの啓発活動の方向性と活動内容を検討しています。

人権啓発部会では、事務局（資生堂ジャパン 人事部 労務グループ）と連携を取りながら、社内研修とともに社外の人権啓発活動に取り組んでいます。

また、人権啓発部会のもと、本社・工場・グローバルイノベーションセンター・国内関係会社の人権啓発推進委員を設置し、毎年1回人権啓発研修を実施しています。

人権啓発（教育）

人権啓発研修では、資生堂グループの人権啓発基本方針を確認するとともに、同和問題、女性、子ども、障がい者、LGBT、ハラスメント等のさまざまな人権課題について、ISO26000が求める社会からの期待に着実に応えるべく、毎年テーマを設定し、差別や偏見の解消に向けて啓発活動を行っています。

具体的には、本社役員・国内外部門長を対象としたトップ層研修会、国内事業所責任者・海外事業所責任者を対象とした研修会、事業所社員を対象とした研修会（2017年度受講率93%）、新入社員を対象とした研修会などを毎年1回開催することを基本としています。

また、全国事業所の人権啓発推進委員を対象とした全国人権啓発推進委員研修では、年度方針の確認や研修実施計画などに関する打ち合わせを定期的（年1回）に行っています。

海外事業所においては、「資生堂グループ倫理行動基準」「社員とともに」の項目の中で、「人権」についての定義が英語で記載されることにより、「人権」についての共通認識が深まりました。また、今後も「人権」についてのグローバルレベルでの浸透活動をすすめていきます。

ハラスメント対策については、資生堂グループ全社員を対象に、ハラスメント撲滅に向けた啓発を目的に、人権啓発研修の実施、パワーハラスメント等に関するeラーニングを開催しています。（2017年度年1回開催）